

独立行政法人大学入試センタークロスアポイントメント制度に関する規則

〔平成 29 年 7 月 1 日〕
規則 第 18 号

独立行政法人大学入試センタークロスアポイントメント制度に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国内外から優れた人材を確保し、もって独立行政法人大学入試センター(以下「センター」という。)における研究活動を推進するために実施するクロスアポイントメント制度に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において「クロスアポイントメント制度」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 独立行政法人大学入試センター職員が、職員の身分を保有したままセンター以外の機関(以下「相手方機関」という。)の職員として雇用され、センター及び当該相手方機関の業務を行うこと(ただし、兼業によるものを除く。)
- 二 相手方機関の職員の身分を保有する者が、当該相手方機関の身分を保有したままセンターの職員として雇用され、当該相手方機関及びセンターの業務を行うこと。

(制度の適用)

第 3 条 センターは、相手方機関との間でクロスアポイントメント制度に関する協議が成立した場合に、クロスアポイントメント制度を適用することができる。

(適用の申出及び可否の決定)

第 4 条 所属の部の長は、センターの職員又は相手方機関の職員(以下「職員等」という。)にクロスアポイントメント制度を適用しようとする場合は、理事長に申し出るものとする。

- 2 理事長は、前項の申出を受けたときは、教員人事委員会の議を経て、クロスアポイントメント制度の適用の可否を決定する。

(勤務時間等の取扱い)

第 5 条 クロスアポイントメント制度を適用する職員等の勤務時間、休日及び休暇等の取扱いについては、独立行政法人大学入試センター職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 18 年規則第 11 号)の規定にかかわらず、センターと相手方機関との協議により決定する。

- 2 クロスアポイントメント制度を適用する職員等の給与の取扱いについては、独立行政法人大学入試センター職員給与規則(平成 13 年規則第 38 号)の規定にかかわらず、センターと相手方機関との協議により決定する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度を適用する職員等の就業に関し必要な事項は、センターと相手方機関との協議により決定する。

(協定書の締結等)

第6条 理事長は、職員等にクロスアポイントメント制度を適用しようとする場合は、相手方機関の長と協定書を締結しなければならない。

2 理事長は、前項の協定書の内容について、クロスアポイントメント制度を適用しようとする職員等の同意を文書で得なければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。